

○内閣府、デジタル庁、
財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
告示第 号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六年
内閣府、デジタル庁、
年財務省、厚生労働省、令第 号）第三条第二項第四号（同令第六条第一項において準用す
農林水産省、経済産業省、
る場合を含む。）及び第四条第一号ホの規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、同令の施行の日

（令和六年四月一日）から適用する。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効
率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律
（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード